令和５年(2023年)１月13日

埼玉県報

第378号
令和５年(2023年)
１月13日
金曜日

目　次

告示

○　認定液化石油ガス販売事業者の認定（化学保安課）
○　所沢都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
○　富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
○　草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
○　大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
○　大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
○　葛西・羽生領島中領土地改良区連合の役員就任届（春日部農林振興センター）
○　令和４年度林業種苗生産事業者講習会（森づくり課）
○　雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
○　県道川越越生線の供用の開始（川越県土整備事務所）
○　県道坂本寄居線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
○　開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

正誤

○　埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第２号中訂正（熊谷建築安全センター）

告　示

埼玉県告示第二十八号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定に基づき、次の者を認定液化石油ガス販売事業者として認定したので、同法第八十八条第二項の規定により公示する。

令和五年一月十三日

埼玉県知事　大　野　元　裕

住所	埼玉県飯能市双柳千三十六番地二
氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名	有限会社利根川ガス 利根川典久
認定年月日	令和五年一月十日

告　示

埼玉県告示第二十九号

所沢市から所沢都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年一月十三日

埼玉県知事　大　野　元　裕

告　示

埼玉県告示第三十号

富士見市から富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年一月十三日

埼玉県知事　大　野　元　裕

告　示

埼玉県告示第三十一号

草加市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年一月十三日

埼玉県知事　大　野　元　裕

告示

埼玉県告示第三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年一月十三日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　意見の概要

イ　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス北本店

埼玉県北本市本宿二丁目四十一番、四十二番二

ロ　大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1)　開店時や駐車場が混雑する見込みがある時は、特に車両の出入り口の安全を図り、必要に応じて交通誘導員を配置して、交通事故の未然防止に配慮すること。

(2)　市内経済の発展に協力いただくとともに、周辺商店等との連携、協調を図るため、北本市商工会への加盟及び観光振興事業との連携、協調を図るため、北本市観光協会への加盟に配慮すること。

二　縦覧期間

令和五年一月十三日から令和五年二月十三日まで

三　縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

告　示

埼玉県告示第三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年一月十三日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　意見の概要

イ　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス鴻巣人形四丁目店

埼玉県鴻巣市人形四丁目二千七百十二番三外

ロ　大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

⑴　駐車場から店舗に利用者が道路を渡るときは、道路の出入り口の安全を充分に図った形態とした上で、必要に応じて交通誘導員を配置して、交通事故の未然防止に配慮すること。

⑵　市内経済の発展に協力いただくとともに、周辺商店等との連携、協調を図るため、北本市商工会への加盟及び観光振興事業との連携、協調を図るため、北本市観光協会への加盟に配慮すること。

二　縦覧期間

令和五年一月十三日から令和五年二月十三日まで

三　縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

告示

埼玉県告示第三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、葛西・羽生領島中領土地改良区連合から役員を就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年一月十三日

埼玉県知事　大　野　元　裕

職名	氏名	住所
理事	橋本武雄	埼玉県久喜市高柳九百九十七番地
同	飯塚精一	同　羽生市北二丁目二番四号
同	五月女行一	同　大字今泉千百五十二番地
監事	染谷博	同　加須市北平野二百二十三番地一

告示

埼玉県告示第三十五号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、令和四年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和五年一月十三日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　講習会の開催期日等

イ　開催期日

令和五年二月十日（金）

ロ　開催場所

埼玉県大里郡寄居町寄居千五百八十七番地一

寄居林業事務所大会議室

ハ　受付時間

午前八時三十分から午前九時〇〇分まで

ニ　講習の時間

午前九時から午後五時まで

二　講習事項及び時間数

イ　種苗に関する法令　二時間

ロ　種苗の産地及び系統に関する事項　二時間

ハ　種苗の生産技術に関する事項　二時間三十分

三　受講手続

講習を受けようとする者は、別記様式による林業種苗生産事業者講習会受講申込書に、一万四千円相当額の埼玉県収入証紙をはり付けて、令和五年一月二十七日（金）までに、埼玉県農林部森づくり課又は住所地を管轄する川越農林振興センター、秩父農林振興センター若しくは寄居林業事務所に提出すること。

四　修了証明書の交付

講習会の課程を修了した者に対し、修了証明書を交付する。

五　その他

その他講習会について不明な点は、埼玉県農林部森づくり課（電話〇四八―八三〇―四三二一）に照会すること。

別記様式

林業種苗生産事業者講習会受講申込書

年　　月　　日

埼玉県知事　　様

埼玉県収入証紙 はり付け箇所

住　所

氏　名

年　　月　　日　生

林業種苗法第１０条第３項第３号イの講習会の講習を受けたいので申し込みます。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

告示

埼玉県告示第三十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和五年一月十三日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　許可番号

第二〇二一―一九―一号

二　雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県越谷市大字長島字下十一番一　外三十五筆、大字西新井字外谷千三百六十一番一　外三十筆

三　雨水流出抑制施設の容量

容量　二千二百十・二二三立方メートル

告　示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年一月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長　落　合　　誠

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
川越越生線	川越市的場北二丁目一番二地先から同市大字的場字鷹休台二二三一番一地先まで	令和五年一月十三日	平成二十六年三月十四日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長三〇二・〇〇メートル

告　示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年一月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月十三日

埼玉県熊谷県土整備事務所長　小　高　　巌

一　道路の種類　県道

二　路　線　名　坂本寄居線

三　道路の区域

旧新別	旧	新
区間	大里郡寄居町大字秋山字ウツギ瀬一〇三番四地先から同郡同町大字秋山字ウツギ瀬九九番三地先まで	
敷地の幅員（メートル）	七・二〜一一・一九	一〇・三八〜一四・〇三
延長（メートル）	五九・六〇	
備考		

告　示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和五年一月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長　大　島　　勝

一　許可番号　　令和四年六月一日　指令川建セ第〇四〇〇二〇号

二　検査済証番号　　令和五年一月六日　川建セ第〇四〇一二号

三　開発区域に含まれる地域の名称　　埼玉県比企郡鳩山町大字石坂字重郎千四百十六番三

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名　　鹿児島県鹿児島市松原町一番十三号　グランドパレスパース通り松原町三〇三号　　冨米野　裕子

正　誤

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二号（令和三年四月十三日第百九十九号）

中訂正

ページ	表中	行	誤	正
二	指定番号	前から一	第五号	第一号